

1. 本審議会の目的

「審議会」は、市長の諮問に応じ下水道事業の運営に関して必要な調査及び審議を行う機関です。本年度、審議会の設置に至った背景としては、平成18年の8町合併の際の協定書において、下水道使用料および受益者負担金は「合併時は現行のとおりとし、合併後調整する」と定められているものの未だ実現に至っていない点と、現在進めている「下水道事業の経営戦略改定」業務の中で下水道使用料および受益者負担金の改定の必要性が示された点があります。これらから、市の下水道事業の現状と課題を踏まえ、下記についてご審議いただきます。

審議内容
の予定

- ①下水道使用料の統一・改定の必要性について
- ②事業の持続的運営に必要な使用料収入の水準の確定
- ③改定後の適切な使用料体系について

2. 経営戦略の目的と位置づけ

現在、南島原市では下水道事業の「経営戦略」の改定を進めています。「経営戦略」は公営企業が将来にわたり安定的に事業を継続していくために策定する中長期的な経営の基本計画です。総務省では各公営企業に対し令和7年度末までに、現状および将来の事業予測に基づく投資・財政計画等について見直しを行い、経営戦略を改定するよう要請しています。

南島原市の下水道事業は平成29年に経営戦略を策定し、また令和2年に地方公営企業法を適用することで、より正確に経営状態を把握できるようになりました。それらを踏まえ経営戦略の改定を進めています。

＜経営戦略の位置づけ（右図）＞

国や県の関連計画に加えて、本市の上位計画である「第Ⅱ期南島原市総合計画」「南島原市公共施設等総合管理計画」「南島原市汚水処理構想」などの各計画と連動

＜経営戦略期間＞

計 画 期 間：令和7～16年

投資財政計画：令和7～56年



●「経営戦略」の策定が求められている背景

公営企業の多くは、人口の減少などに伴うサービス需要の減少や、施設の老朽化に伴う維持管理・更新コストの増大などに直面し、事業環境は厳しいものとなっています。そのような中でも将来にわたり安定的に事業を継続していくことが可能となるよう、中長期的な経営の基本計画の策定が要請されています。

3. 一般的な下水道事業の特徴

1) 下水道が果たす役割

- ・汚水の防除による公衆衛生の向上
- ・雨水の排除による浸水被害の防止
- ・川や海などの水質保全（汚水の浄化→放流による環境保全）
- ・資源やエネルギーの創出



2) 地方公営企業としての下水道事業

下水道事業は「地方公営企業」として運営されています。「地方公営企業」は住民の生活に必要なサービスを提供するために地方自治体が設置し、運営する企業になります。具体的には上/下水道、病院、交通、ガス、電気などがあり、原則として独立採算制を採用しています。

下水道事業には公共サービスとしての『公共の福祉(公衆衛生)の増進』と、企業としての『効率的な事業運営』の相反する2つが求められており、これらのバランスが重要となっています。



●下水道法 第1条

下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資すること

●地方公営企業法 第3条

常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない

3) 独立採算制について

独立採算制の原則によって、下水道事業は税金によらず、使用料収入によって運営されなければならないとされています。ただし、費用の性質によって公費（税金）で負担すべきものが一部存在します。

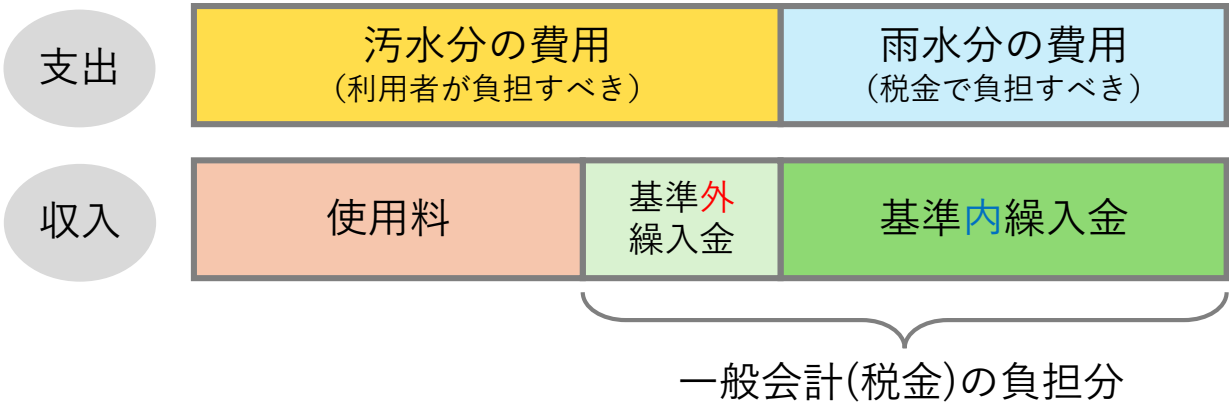
●地方公営企業法 第17条

地方公営企業の特別会計においては、その経費は（中略）当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない

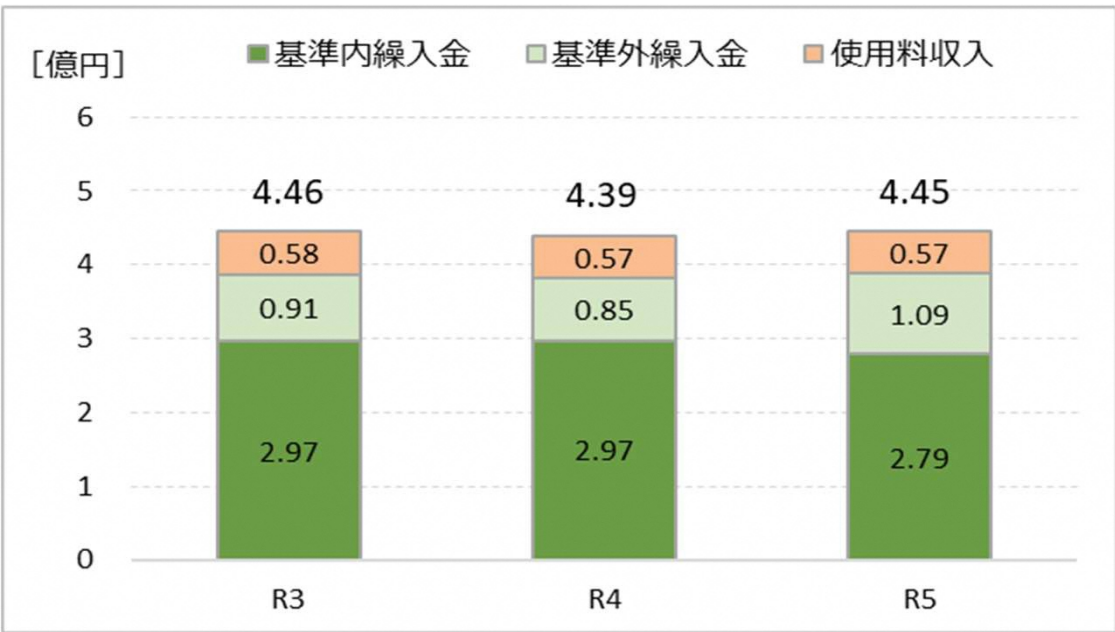
4) 費用負担について

下水道では生活排水などの「汚水」に加えて「雨水」の処理も行っています。「雨水」は自然現象によるものですので、利用者ではなく税金（市の一般会計）で負担することになります。税金で負担すべき部分は「基準内繰入金」、それ以外の税金による補填部分は「基準外繰入金」となっています。おおまかな費用負担の考え方は下記の図1のようになります。また過去3年間の使用料と繰入金の実績を下記の図2に示します。

(図1) 費用負担の考え方



(図2) 過去 3 年間の使用料と繰入金の実績



4. 南島原市の下水道事業の現状と課題

1) 下水道事業の概要

南島原市では現在、公共下水道(口之津) 特定環境保全公共下水道(南有馬) 農業集落排水(慈恩寺・見岳) 漁業集落排水(南有馬) の4つの事業があり、これらに加えて大野木場団地のコミュニティ・プラントがあります。

	公共下水道	特定環境保全公共下水道	農業集落排水	漁業集落排水	コミュニティ・プラント	合計
処理区	口之津	南有馬	慈恩寺・見岳	南有馬	大野木場団地	－
供用開始年度	平成16年度	平成18年度	平成15年度	平成18年度	平成7年度	－
経過年数	19年	17年	20年	17年	29年	－
行政区域内人口	－	－	－	－	－	41,186人
処理区域内人口	4,212人	1,178人	654人	306人	525人	6,875人
普及率	10.2%	2.9%	1.6%	0.7%	1.3%	16.7%
水洗化人口	2,860人	651人	410人	167人	525人	4,613人
普及率×水洗化率	6.9%	1.6%	1.0%	0.4%	1.3%	11.2%

※処理区域内人口：下水道に接続可能な人口
※水洗化人口：実際に下水道に接続している人口
※普及率・水洗化率は下水道4事業のもの（浄化槽を除く）

令和6年 3月 31日 現在

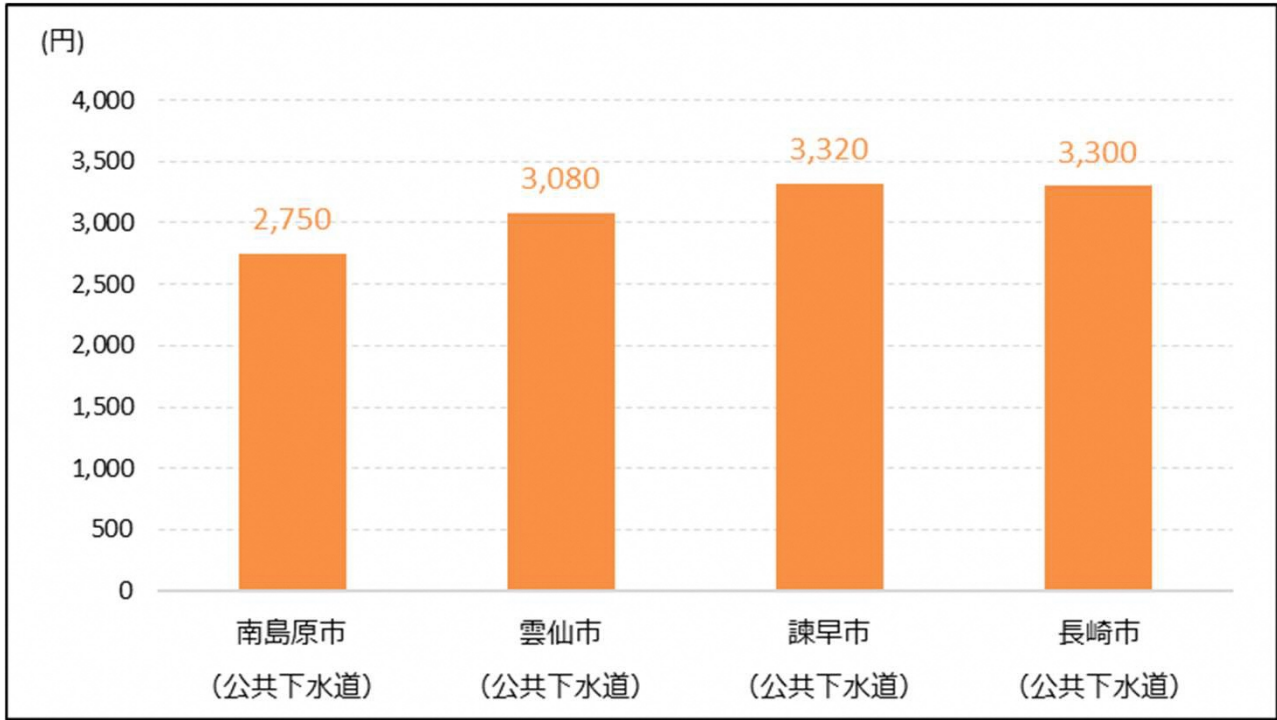
2) 下水道使用料の料金表

現在の南島原市の下水道料金表及び受益者負担金は下記の表のとおりで、地区ごとに異なっています。使用者は同じサービスを楽しみながらも負担する金額が異なる料金体系となっており、妥当性のバランスを考慮した料金体系に是正する必要があります。

事業		公共下水道／ 特定環境保全公共下水道／ 漁業集落排水	農業集落排水	コミュニティ・プラント
地区		口之津・南有馬	慈恩寺・見岳	大野木場団地
基本料金	0～5m ³	770 円	1,100 円	2,970 円
	6～10m ³	1,210 円		
超過料金 (1m ³ 毎)	11～50m ³	154 円	132 円	33 円
	51～100m ³	198 円		
	101～300m ³	242 円		
	301m ³ ～	286 円		
実際の 料金	20m ³ 使用の場合	2,750 円	2,420 円	3,300 円
	30m ³ 使用の場合	4,290 円	3,740 円	3,630 円
	40m ³ 使用の場合	5,830 円	5,060 円	3,960 円
	50m ³ 使用の場合	7,370 円	6,380 円	4,290 円
受益者負担金		150,000円／戸 アパート等は2戸目から半額	H18まで 120,000円 H19以降 180,000円	なし

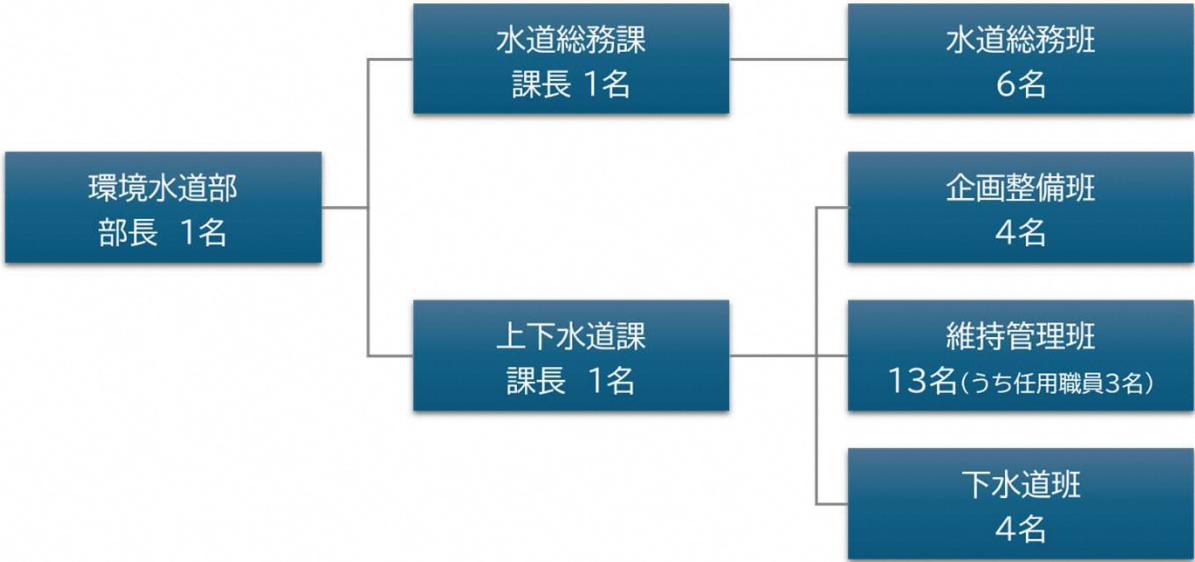
3) 近隣自治体との料金比較

南島原市と近隣自治体の、公共下水道事業における令和4年度の下水道料金（20m³あたりの金額）は下記の図になります。本市の料金は比較的低い水準にあります。



4) 組織の状況

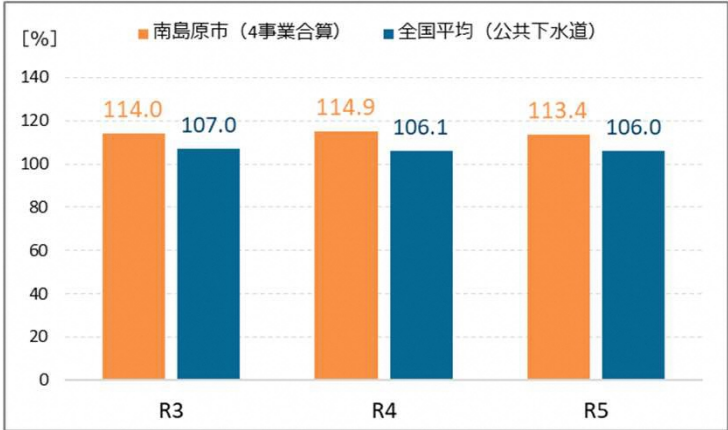
本市の下水道事業は環境水道部の上下水道課、下水道班に所属する4名が業務を執行しており、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水の維持管理に加えて、浄化槽関係の業務を担当しています。使用料徴収及び会計業務は水道総務班に所属する2名が担当しています。



令和6年 4月1日 現在

5) 経営の状況（4事業の合算）

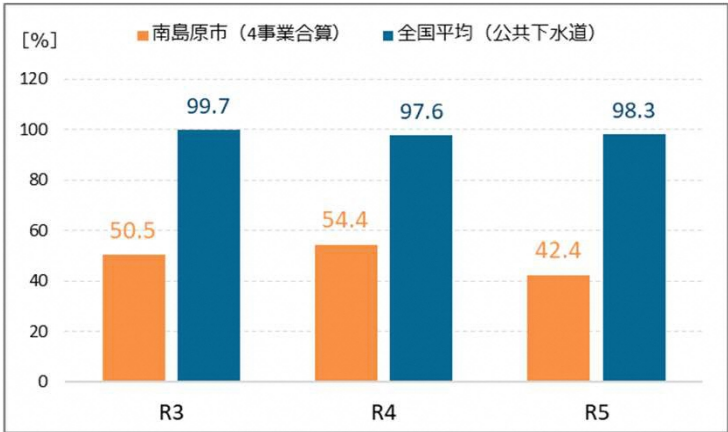
(1)経常収支比率



使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。黒字を示す100%以上であることが必要です。

過去3年間の実績で、本市の下水道事業は100%を超えて推移しており、黒字を維持できていることが示されています。

(2)経費回収率



使用料で回収すべき経費を、どの程度賄えているかを表す指標で、使用料の水準を評価することが可能です。使用料で回収すべき経費を全て賄えている状況を示す100%以上であることが必要です。

過去3年の実績では100%を下回っており、一般会計からの繰入金に依存した状況であることが示されています。

6) 下水道事業の現状と課題のまとめ

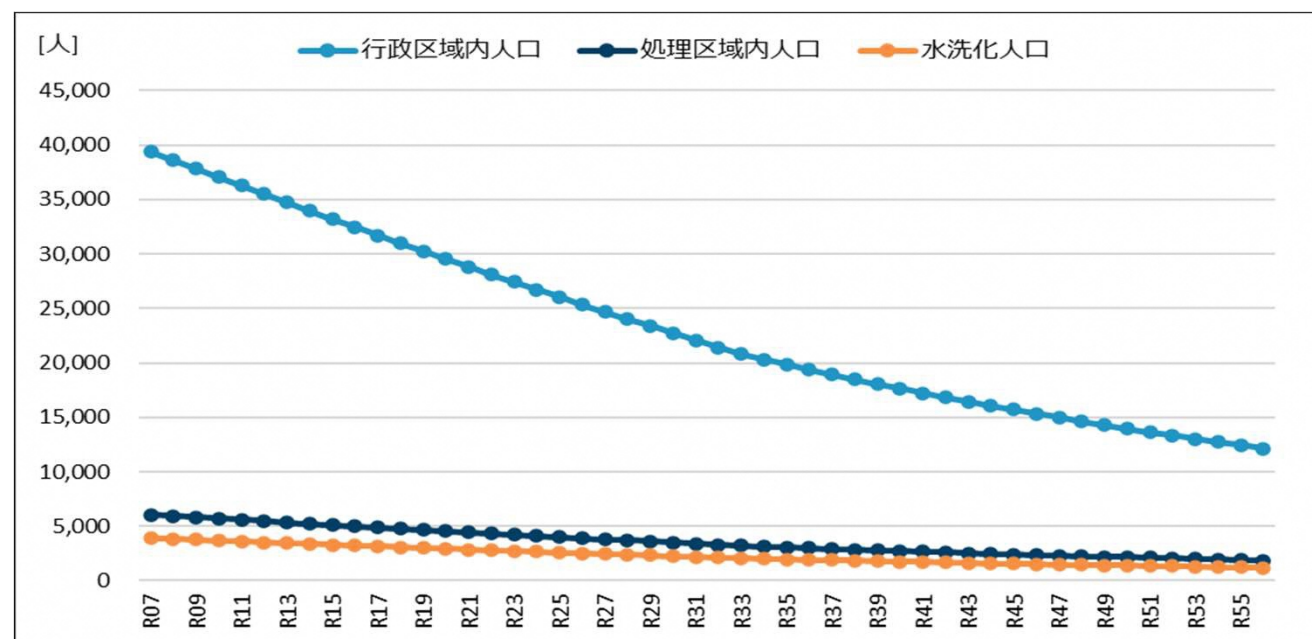
本市下水道事業の現状と課題を、ヒト・モノ・カネの視点で整理します。

項目	現状と課題
ヒト	下水道班には4名の職員が所属しており、4事業及びコミュニティ・プラントの多岐にわたる業務を 少人数で遂行 しています。
モノ	各事業は供用開始から20年弱が経過しています。機械や設備等で耐用年数を経過しているものは一部あるものの、老朽化の状態を計る各種指標において特に問題は示されておらず、現時点では 老朽化の深刻さはない と判断できます。
カネ	経費回収率は100%を下回っており、本来は使用料で回収すべき経費を使用料では賄えず、一般会計からの 繰入金に依存した事業運営 となっています。また 地区ごとに料金体系が異なり 、同じサービスを享受しながらも負担する金額が異なる状況が生じています。適正な使用料収入の確保と利用に応じた公平な料金負担の観点から、 早期に料金改定を行う必要があります 。

5.南島原市の下水道事業の将来の見通し

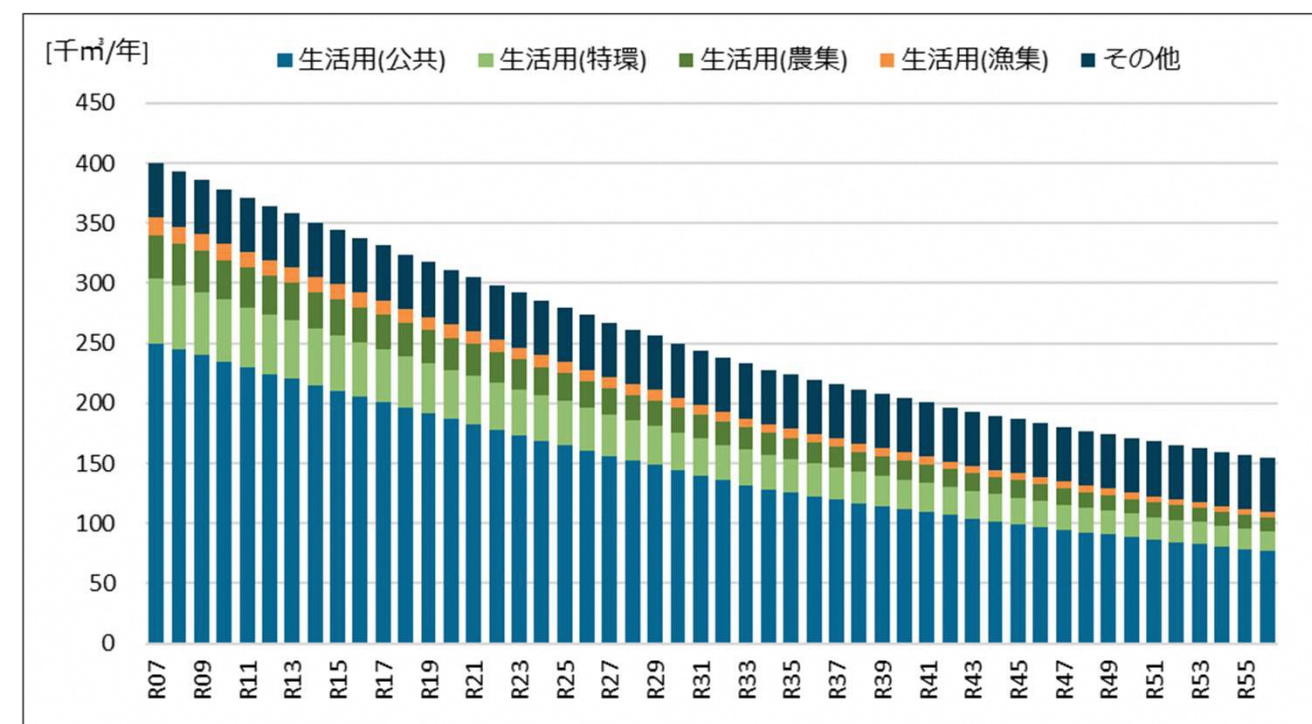
1) 人口の予測

国立社会保険・人口問題研究所の試算（令和5年推計）をもとに南島原市の将来人口を推計し、そこから処理区域内人口と水洗化人口を推計しています。全国的に見られる人口減少は本市でも例外ではなく、人口の減少が見込まれています。水洗化人口は令和7年時点で3,911人ですが、令和56年には1,206人になる見込みです。



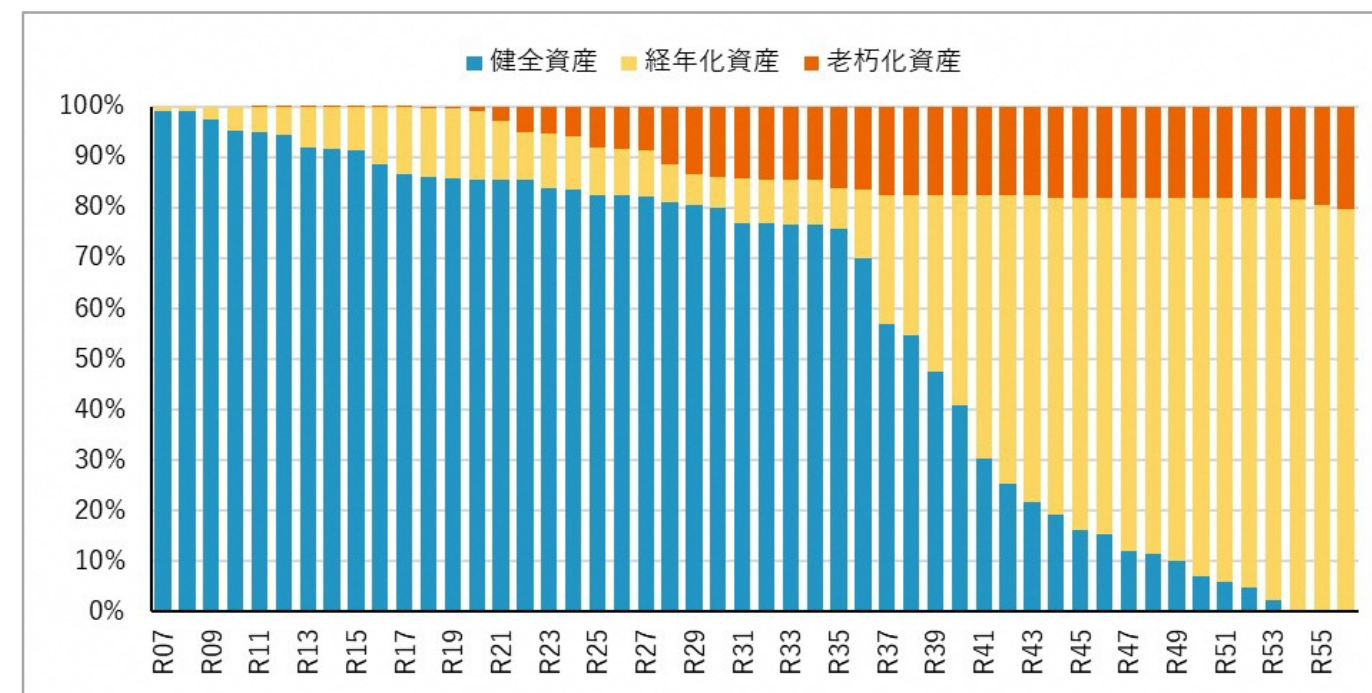
2) 有収水量の予測

人口の予測から排水需要を予測しました。人口減少に伴って有収水量は減少が見込まれています。令和7年時点の約400千m³から、令和56年には約155千m³になる見込みです。



3) 施設・設備の老朽化の見通し

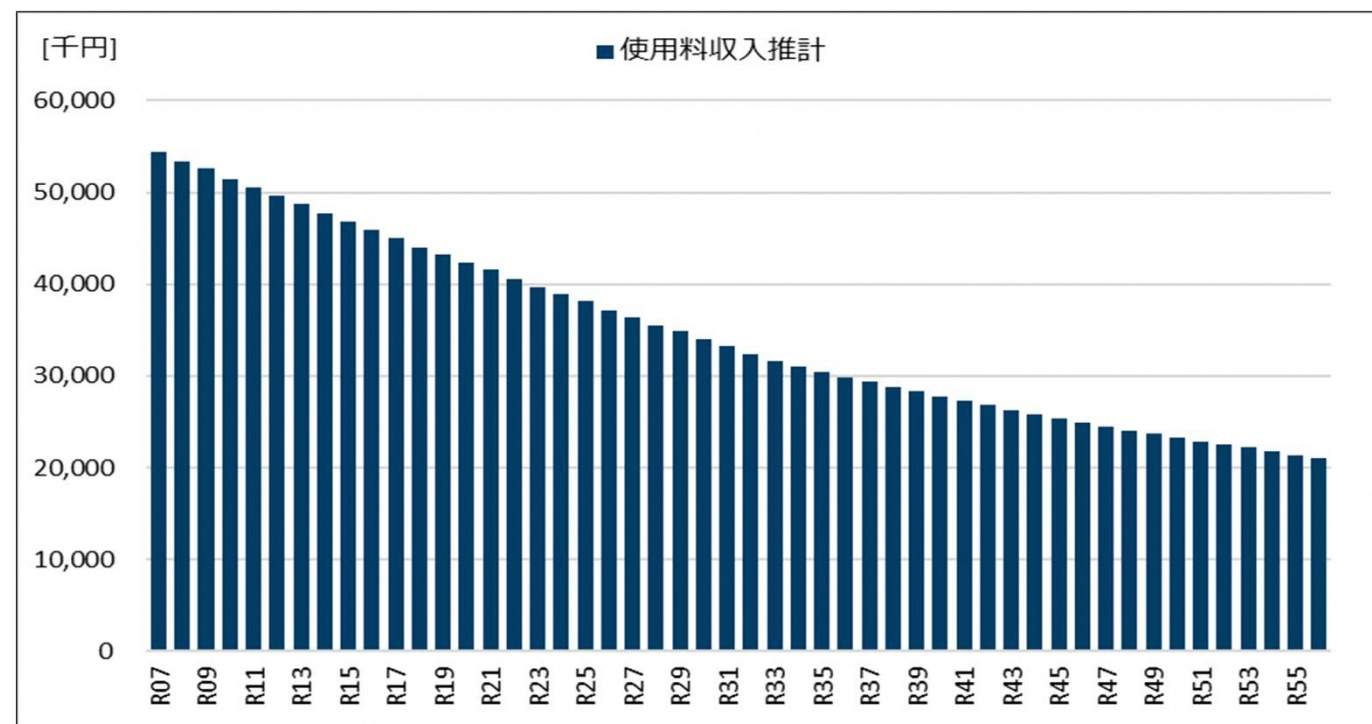
施設・設備について、更新を行わない場合の老朽化状況を試算しました。経年で健全資産(耐用年数未満)の割合は減少し、経年化資産(耐用年数の1.5倍未満経過)と老朽化資産(耐用年数の1.5倍以上経過)が増加します。



4) 財政収支の見通し

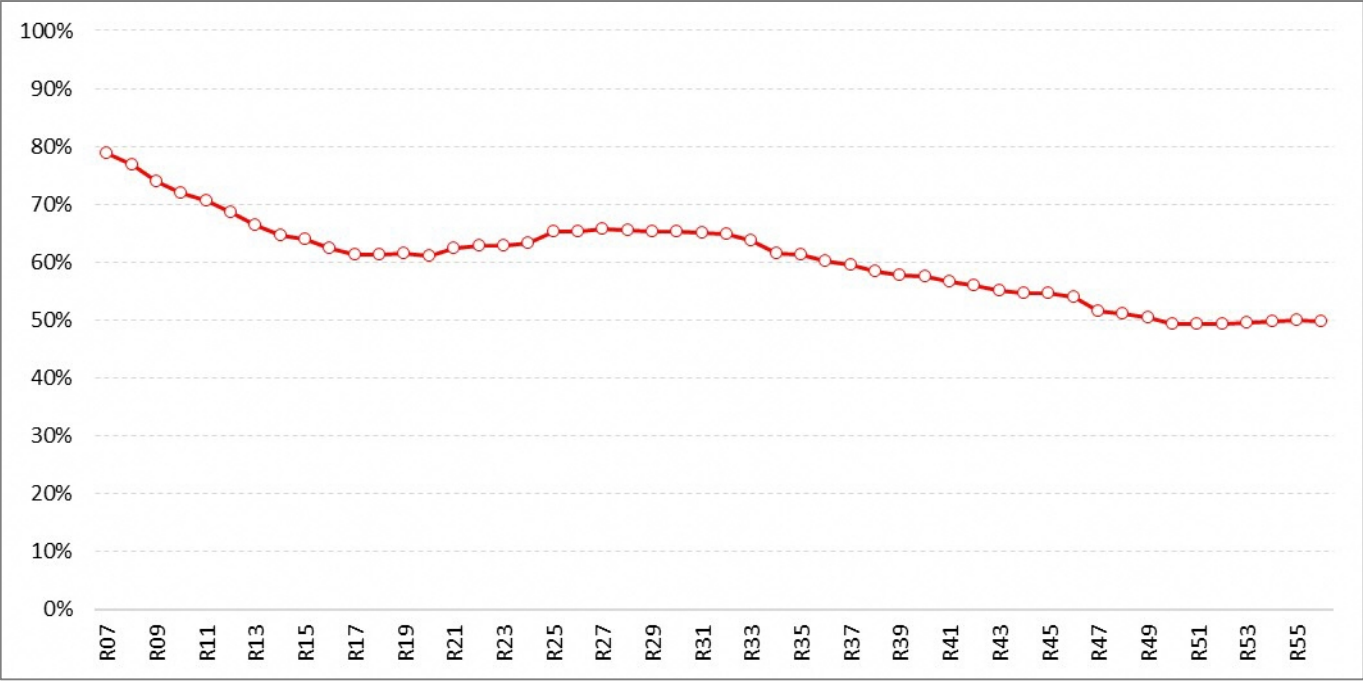
< 使用料収入 >

現在の料金体系を維持した場合の、将来の使用料収入を試算しました。人口減少に伴う有収水量の減少から使用料収入も減少する見通しです。令和7年時点では約54,000千円ですが、令和56年には約21,000千円になる見込みです。



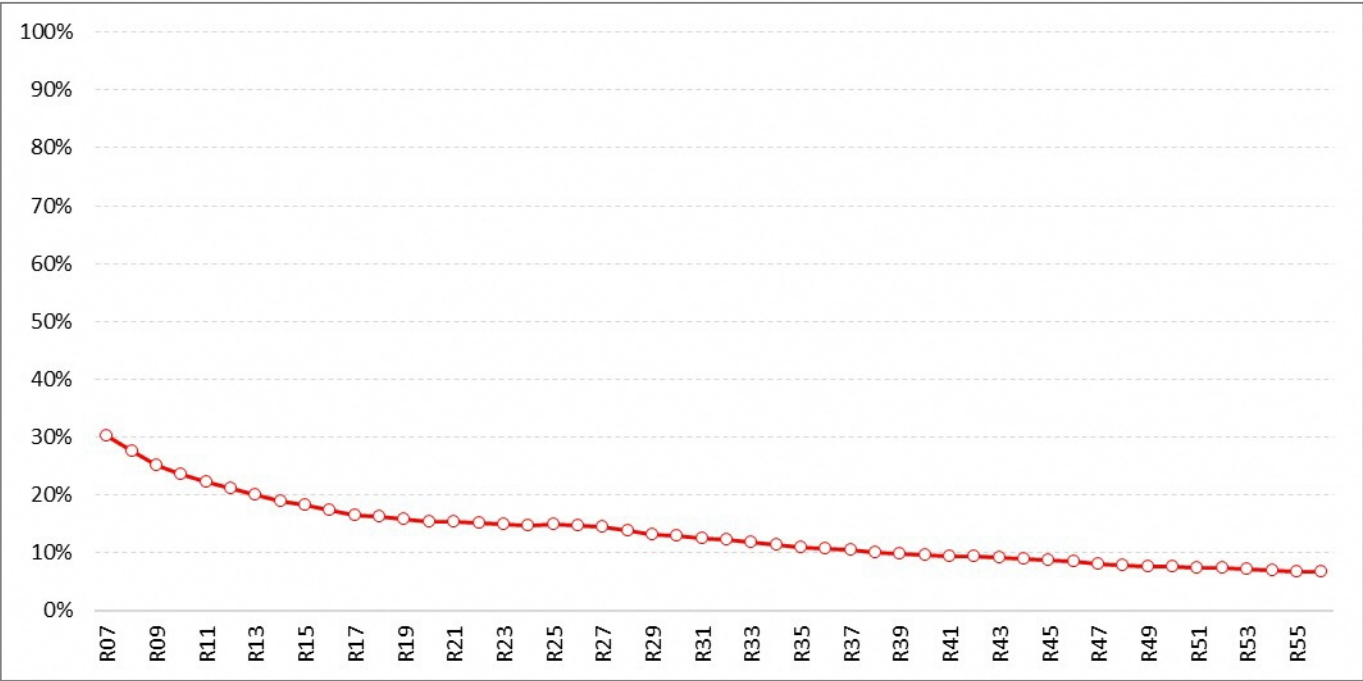
＜経常収支比率の推移＞

使用料収入等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。黒字であることを示す100%以上が必要になります。基準外の繰入金による補填を行わない場合、経常収支比率は令和7年以降で100%を下回り、経年でさらに低下する見込みとなっています。



＜経費回収率の推移＞

使用料で回収すべき経費を、どの程度賄えているかを表す指標で、使用料の水準を評価することが可能です。使用料で回収すべき経費を全て賄えている状況を示す100%以上であることが必要です。**現状でも100%を下回っていますが、経年でさらに低下し、令和39年には10%を下回り、令和56年には6.6%まで低下する見込みです。**



5) 下水道事業の将来の見通しまとめ

本市下水道事業の将来の見通しを、外的要因および内的要因（ヒト・モノ・カネ）の視点で整理します。

項目		将来の見通し
外的要因		全国的に見られる人口減少は本市でも例外ではなく、それに伴って 処理水量の減少と使用料収入の減少 が見込まれます。一方で、近年増加している線状降水帯等による河川の氾濫、ゲリラ豪雨による都市型水害などへの対策や、今後予想される 大規模な地震災害への備え に対するニーズが高まっています。
内的要因	ヒト	今後、施設の更新や点検・調査計画に基づく保守、修繕業務に加え、国が推進する包括的民間委託についての情報収集・検討の業務増加が予想されます。加えて、自然災害時の復旧への対応などを考慮すると 十分な人員の確保ができていないとは言えず 、持続的な事業運営という点で大きな課題を抱えています。
	モノ	長期的な視点では老朽化は進行 し、更新を行わなければ令和56年度には健全資産はなくなり、老朽化資産が2割を超える見通しです。
	カネ	有収水量の減少に伴う使用料収入の減少によって、 経常収支比率と経費回収率は低下 する見通しです。持続的な事業運営のために、現状のままであれば赤字補填のため、 一般会計からの繰入金 が今以上に膨らむ見込みです。

6. 今後の予定

日程	審議会	審議内容（予定）
11月19日	第2回審議会	・施設見学
12月下旬	第3回審議会	・投資・財政計画の採用案についての審議 ・使用料改定方針についての審議
1月下旬	第4回審議会	・使用料の考え方の説明 ・使用料体系の検討フローの説明 ・使用料体系案についての審議
2月下旬	第5回審議会	・使用料体系案についての審議
3月下旬	未定	未定